

私幼第 01155 号  
令和2年2月28日

都道府県団体長・団体事務局 様

全日本私立幼稚園連合会  
会長 香川 敬

I 新型コロナウイルス感染症防止のための学校の臨時休業に関連しての幼稚園の対応について

標記について国の通知等の情報を入手しましたのでご連絡します。  
(なお、この通知等は全日私幼連のホームページにも掲載します)

政府は2月27日に開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休業を要請する方針を示し、本日付で文部科学省から各都道府県等に対し通知がなされました(別紙2別添1)

この方針においては、幼稚園は臨時休業の要請の対象になっていません。幼稚園の対応については、別途本日付で文部科学省幼児教育課等から各都道府県等に通知がなされております(別紙2)。

これによりますと、

- ① 幼稚園は全国一斉の臨時休業の対象としないこととしています
- ② 幼稚園を対象にしない理由は、「家に一人であることができない年齢の子供が利用するものであること」「保護者の就労等により保育の必要性がある子供の受け皿になっていること」としています。
- ③ しかしながら、園児本人が感染した場合は臨時休業が求められますし、地域全体での感染拡大を防止することを目的に臨時休業を行うことも考えられますので、これらの場合については2月25日付の事務連絡(別紙3)を踏まえた対応を都道府県等に求めています。この場合、幼稚園を臨時休業した場合に子供の預かりが必要な場合の適切な対応(代替措置)についても都道府県等に求めています。

これらについては、文部科学省幼児教育課から別紙1のとおり、加盟園等に対する周知を依頼されており、あわせて保護者等から感染症防止対策についての相談等が寄せられていることから、厚生労働省の発表した2つの周知文書も添付されています。

各加盟園には、急な政府の方針決定についてとまどいも感じておられることと思いますので、各都道府県団体におかれましては加盟園に対する十分な周知をよろしくお願いいたします。

なお、今回の幼稚園の扱いは全国一律の臨時休業の対象にはしないということですが、感染者の発生している地方自治体等では、地域に応じた判断もありえますので、地方自治体当局との連携についてもよろしくお願いいたします。

新型コロナウイルスの感染は現在が重要な時期とされています。各加盟園とも園児の感染防止に細心の注意を払っておられることと思いますが、引き続き最大限のご努力をされますようお願い申し上げます。

なお、認定こども園について別途内閣府から通知が出されるという情報を得ており、入手次第連絡いたします。

新たな情報などを入手しましたらご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

## II 新型コロナウイルス感染症により保育所等が臨時休業等した場合の「利用者負担額」及び「子育てのための施設等利用給付」等の取扱いについて

標記について、2月27日付で国から事務連絡が各都道府県等あてに通知されていますのでお知らせします。(別紙4)

臨時休業した場合の施設型給付や施設等利用給付(無償化関連)の扱いについての通知です。

## III 学校の卒業式・入学式等の開催に関する考え方について

標記について、2月25日付けで文部科学省から各都道府県等あてに通知されていますのでお知らせします。(別紙5)

卒園式、入園式について、「かけがえのない行事であり、現時点で、政府として一律の自粛要請を行うものではありませんが、特に感染が発生している地域におきましては、学校の設置者において、実施方法の変更や延期などを含め、対応を検討していただきたい。」として、実施する場合の留意点についても触れられています。

各加盟園において適切な対応をなされるようよろしくお願いいたします。

以上